

個人番号及び特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)の取扱いに関する事項

1 個人番号を取り扱う事務の範囲は次表のとおりです。

区 分	利 用 目 的	提 供 先
役職員に係る個人番号 関係事務	・給与所得・退職所得の源泉徴収票に関する事務	税務署、市区町村
	・雇用保険に関する事務	ハローワーク
	・労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務	ハローワーク、労働基 準監督署
	・健康保険・厚生年金保険に関する事務	年金事務所、全国健康 保険協会、ヘルスサポ ートセンター鹿児島
役職員以外の個人に係 る個人番号関係事務	・報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書 に関する事務 ・公営住宅管理受託事業に係る諸手続きに 関する事務	税務署、市区町村、 鹿児島県、鹿児島市

2 前項の個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び特定個人情報は次のとおりです。

- (1) 役職員又は役職員以外の個人から、番号法16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類(個人番号カード、通知カード、身元確認書類等)及びこれらの写し
- (2) 税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
- (3) 法定調書を作成するうえで役職員又は役職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
- (4) その他個人番号と関連づけて保存される情報

3 個人番号及び特定個人情報は、第1項に定める事務の範囲を超えて取得いたしません。

4 個人番号及び特定個人情報は、第1項の利用目的の範囲内でのみ利用し、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、利用目的を超えて利用はいたしません。

5 個人番号及び特定個人情報は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、第三者に提供はいたしません。

6 個人番号及び特定個人情報ファイルの作成は、第1項に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除いて作成いたしません。

7 個人番号及び特定個人情報は、第1項の事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合は、速やかに廃棄又は削除いたします。

8 個人番号及び特定個人情報の取扱いの委託はいたしません。